

# UBC情報



発行： 2022年7月1日

No. 265

Selected Clients & Professionals Relationship

## ～河野会計事務所からのお知らせ～

※納期特例分の源泉所得税は、  
1～6月分を7月11日（月）までに  
納付しなければなりません。

納付漏れがないか再度ご確認をお願い  
いたします。

### トピックス

## 通常国会で4月以降に成立した主な改正法等



第208回通常国会において、4月以降に成立した主な改正法等は次のとおりです。

### ◎経済安全保障推進法

\* 国民生活・経済活動に甚大な影響のある重要な物資（半導体や医薬品など）の安定供給を確保する措置を整備、\* サイバー攻撃等に備え基幹インフラ（電気・ガス・水道等）が導入する重要設備を事前に審査する、など。

### ◎消費者契約法等の改正

\* 契約を取り消すことができる不当な勧誘行為に、「勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行し勧誘」や「威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害」などを追加、\* 解約料の算定根拠の概要説明や、契約の解除に必要な情報提供等を事業者の努力義務に追加、など。

### ◎民事訴訟法等の改正

\* 訴状等のオンライン提出や訴訟記録の電子化、ウェブ会議を活用した口頭弁論など民事裁判手続のIT化、\* 当事者の申出により一定期間内に審理を終えて判決の言渡しをする「法定審理期間訴訟手続」の創設、など。

### ◎刑法等の改正

\* 懲役及び禁錮を廃止して「拘禁刑」を創設、\* インターネット上の誹謗中傷対策のため侮辱罪の法定刑を上げる、など。

### ◎道路交通法の改正

\* 電動キックボード等を「特定小型原動機付自転車」とし、運転免許不要でヘルメット着用は努力義務とする（16歳未満は運転禁止）\* 運転免許に係る情報をマイナンバーカードに記録できるようにする、など。

### ◎建築物省エネ法等の改正

全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付ける、など。

### ◎旅券法の改正

一般旅券の発給申請、紛失・焼失の届出等をオンライン化する、など。



## ☆欠損金が生じた場合の繰越控除と繰戻還付☆

国税庁が公表した「令和2年度分会社標本調査」によると、法人数279万560社（連結子法人を除く）のうち欠損法人は173万9,778社で、その割合は62.3%（前年度比0.7ポイント増）と11年ぶりに増加しました。

### ◇欠損金を10年間繰り越す「繰越控除」

青色申告書を提出する法人に欠損金（税務上の赤字）が生じた場合、適用できる制度には「繰越控除」と「繰戻還付（中小法人等に限る）」があります。欠損金の繰越控除は、欠損金が生じた事業年度の翌事業年度以降10年間（平成30年4月1日前に開始した事業年度における欠損金は9年間）にわたり欠損金を繰り越すことができ、繰越期間中の各事業年度で生じた所得金額から控除する制度です。

ただし、中小法人等以外については控除できる金額に制限が設けられており、所得金額の50%が控除限度額となります。

なお、繰越欠損金が2以上の事業年度において生じている場合には、最も古い事業年度の欠損金から順に控除をします。

### ◇前事業年度の所得と相殺する「繰戻還付」

欠損金の繰戻還付は、欠損金が生じた事業年度の前1年（災害損失欠損金については前2年）以内に開始した事業年度において所得金額がある場合に、欠損金を繰り戻すことで既に納めた法人税から、欠損金の分の還付を受けることができる制度です。

繰戻還付の適用は、原則として資本金1億円以下の中小法人等に限られていますが、新型コロナ特法の特例により資本金10億円以下の法人も令和4年1月終了事業年度まで適用可能とされていました。

## ☆役員に対する給与（定期同額）の取り扱い☆

法人の役員に対する給与は一定の制限があり、損金に算入するためには定期同額給与や、事前確定届出給与などに該当する必要があります。

### ◇定期同額給与を改定する場合は

定期同額給与とは、支給時期が1ヵ月以下の一定期間毎で、その事業年度中の支給額が同額であるも

のをいいます。支給額を改定するには原則、事業年度開始から3ヵ月以内に行う必要があり、通常は決算後の定時株主総会により支給額を改定します。

利益調整目的や一時的な資金繰りなどで事業年度中に役員給与の支給額を改定した場合は、定期同額に該当しなくなるため、損金不算入となる金額が生じることとなります。ただし、経営状況の著しい悪化などで支給額を減額せざるを得ない事情（業績悪化改定事由）がある場合は、事業年度中の改定でも損金算入が認められます。

また、職制上の地位の変更や職務内容の重大な変更などのやむを得ない事情（臨時改定事由）により改定する場合も損金算入が認められます。

### ◇役員として扱われる「みなし役員」とは

このように給与の損金算入が制限される税法上の役員には、取締役や監査役などの会社法等で規定された役員だけではなく、以下の①又は②のいずれかに該当する方も「みなし役員」として役員と同様の扱いになります。

①法人の使用人以外で、経営に従事している方（例えば、取締役ではない会長や顧問など）

②同族会社の使用人のうち、一定の持株割合を満たしており、経営に従事している方（例えば、社長の親族が使用人として勤務している場合など）

編集後記 コンビニやスーパーで買い物をする際、この辺りでもスマホ決済をする人を多く見かけるようになりました。政府は令和7年までにクレジットカードやQRコード決済などのキャッシュレス決済の比率を40%程度まで上昇させることを目指しており、令和3年における比率は32.5%となっています。キャッシュレスが当たり前になる日もそう遠くはなさそうです。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福情報

No. 265

発行：2022年7月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所  
〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：http://ubc-net.com

所属：(一財)総合福祉研究会

(一社)全国地域医業研究会

## 福祉

### 介護・障害福祉職員、保育士等の処遇改善を明記

6月7日、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2022」(以下「骨太の方針」と言います。)、  
「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(以下「グランドデザイン」と言います。)  
を持ち回り閣議で決定しました。

骨太の方針では、第2章を「新しい資本主義に向けた改革」の中で「少子化対策・こども対策は、  
包括社会の実現に向けて重要であるだけでなく、「人への投資」としても重要であり、強力に  
進める」とし、別の段落で「こども家庭庁」を創設し、こども政策を推進する体制の強化を図り、  
常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に  
据えていく」と強調しています(参考資料の図表1参照)。

また処遇改善等に関しては、全般の話として、賃上げ・最低賃金に関して「できる限り早期に  
最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む」とし、第4章  
で「現場で働く方々の更なる処遇改善に取り組んでいく」と明言、さらにグランドデザインでも  
「介護・障害福祉職員、保育士等の今後の具体的な処遇改善の方向性については、公的価格評  
価検討委員会の中間整理を踏まえ、職種ごとに仕事の内容に比して適正な水準まで収入が引き  
上がり、必要な人材が確保されるかといった観点から検討する」と具体的に述べています。た  
だし骨太の方針では「経営実態の透明化の観点から、医療法人・介護サービス事業者の経営状況  
に関する全国的な電子開示システム等を整備するとともに、処遇改善を進めるに際して費用の  
見える化などの促進策を講ずる。医療・介護サービスの生産性向上を図るため、タスク・シフテ  
ィングや経営の大規模化・協働化を推進する」ともあります。経営状況に関する電子開示シス  
テム等というのは「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」と同様のものを医療法人や介護  
サービス事業者にも当てはめるものと考えられますが、その効果やその他の施策がどのように  
影響するかは注視する必要があります。(総合福祉研究会)

◆図表1 経済財政運営と改革の基本方針2022 第2章②

II. 新しい資本主義に向けた改革	
2. 社会課題の解決に向けた取組	
<p>(1) 民間による社会的価値の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PPP/PFIの活用等による官民連携の推進</li> <li>新たなアクションプランに基づき、取組を技術強化。今後5年間で「重点実行期間」に集中投入。PFI推進機構の機能も活用・強化</li> <li>スタートアップ、文化施設、交通・モビリティの導入</li> <li>社会的インパクト投資、共創社会づくり</li> <li>社会的起業家の支援強化。民間で公的役割担った新たな法人形態の検討</li> <li>休眠資金法施行5年後見直しに際して必要な対応実施。PFS/SIB推進に向けた環境整備、NPO法人の活動促進、官民連携による協働促進</li> <li>イノベーションを促す競争環境の整備</li> <li>取引慣行の改善や規制の見直しを促す「ボカサー」(唱導)機能の強化</li> </ul>	<p>(3) 多様化・地域活性化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル田舎都市国家構想</li> <li>スマートシティの実装、5G・光ファイバ等通信インフラの更なる整備、ポスト5G/Beyond5G、2026年度末までにデジタル推進人材230万人育成</li> <li>分散型国づくり・地域公共交通ネットワークの再構築</li> <li>物流・人流ネットワークの早期整備・活用、リニア中央新幹線の整備促進</li> <li>港域におけるAIターミナルの実現、航空ネットワークの維持・活性化</li> <li>地域公共交通ネットワークの再構築、自動運転等のインフラ整備</li> <li>多様化された仮想空間へ</li> <li>Web3.0、NFT、メタバースなど新しいデジタル社会の実現に向けて必要となる環境整備</li> <li>関係人口の拡大と個性を活かした地域づくり</li> <li>関係人口の実態把握、ふるさと情報、サテライトオフィスの整備、沖縄・北海道開拓</li> <li>中堅・中小企業の活力向上</li> <li>事業再構築：生産性向上支援、取引適正化、地域企業でのDX実現</li> <li>債務が増大している企業や家計への対応</li> <li>債務対応を含めた債務整理の受け付け改善・事業再生・再チャレンジの支援、新たな事業開始法務的整備、緊急に、資金等の調達支援</li> <li>観光立国の復活</li> <li>国内需要喚起策、観光地・観光産業の再生・高付加価値化</li> <li>インバウンドの戦略的回復、CIQ等の受入環境の整備、水際対策</li> <li>文化芸術・スポーツの振興</li> <li>日本の文化芸術・コンテンツの魅力の発信・展開、スポーツ成長産業化</li> </ul>
<p>(2) 包括社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少子化対策・こども政策</li> <li>「こども家庭庁」の創設、ライフステージに応じた総合的な取組の推進、日本版DBSの導入、こどもの貧困解消、改正児童福祉法の円滑な施行</li> <li>こども政策について、必要な政策を体系的に取りまとめ、充実を図る。必要な安定財源は、社会全体での費用負担の在り方を念み幅広く検討</li> <li>女性活躍</li> <li>男女間賃金格差の開示義務付け、男性の育児休業取得促進、女性の参画拡大、困難な問題を抱える女性に対する支援、女子学生等の理工系分野の選択促進</li> <li>共生社会づくり</li> <li>包括的支援体制の整備、生活困窮者への自立相談支援等の強化</li> <li>認知症や障害者等に対する支援、性的マイノリティへの理解促進</li> <li>福住・孤立対策</li> <li>社会的処方等の活用、ほかに支障、自助総合対策</li> <li>地方における官民連携プラットフォームの形成に向けた環境整備</li> <li>就職氷河期世代支援</li> <li>2023年度からの2年間は第一ステップの目標値、正期の雇用者約30万人増目標</li> </ul>	<p>(4) 経済安全保障の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギーや食料を含めた経済安全保障の徹底、自由貿易推進と公正な経済活動への対応強化</li> </ul>



資料：2022.06.07閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2022」の概要から

## 介護

### BCP策定済み半数程度か ～目途が立たない事業所も2割以上～

令和3年の省令改正により、令和6(2024)年度から全ての介護事業施設・事業所は業務継続計画(以下「BCP」と言います。)の策定が義務付けられました。その策定の進捗状況等について、厚生労働省からの委託事業としてNTTデータ経営研究所が調査を行い、「感染症対策や業務継続に向けた事業者の取組等に係る調査研究事業報告書」として公表しました。

感染症BCPの策定状況の割合は、全体では「2022年3月までに策定予定」が24.8%で最も割合が高く、次いで「策定する目途は立っていない」が21.5%と、2割強に上っています。

既に策定している事業所・施設の割合(「2020年12月までに策定済み」、「2021年1月から2021年3月までに策定済み」、「2021年4月以降に策定済み」の合計)を種別に見ると、最も高かったのは介護老人福祉施設の33.5%、最も低かったのは居宅介護支援の21.9%で、その差は11.6ポイントありました。また策定済み数に「2022年3月までに策定予定」を加えると、現段階で全体の半数以上が策定済みと推定されます。

自然災害BCPの策定状況についても感染症BCPと同様、「2022年3月までに策定予定」が23.7%と最も高く、次いで「策定する目途は立っていない」が22.0%と、やはり2割を超えています。

報告書では、最初から完璧なBCPを策定することは難しいことから、まずは既存のBCPのひな形等を埋めるところから始めて、研修の受講や参考資料の確認、事業所・施設における研修・訓練等を通じて得た気づきを踏まえ、内容の見直しを行うなどブラッシュアップしていくことを推奨しています。(総合福祉研究会)

## 児童福祉

### コロナ対策としてのマスク着用に関する事務連絡を发出 ～2歳以上の就学前の子どもの着用を一律には求めない、と戻しました～

厚生労働省は、アドバイザリーボードにおける意見等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策推進本部と子ども家庭局との連名で、5月20日に事務連絡「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」を发出了しました。

マスク着用の必要がない例として、①ランニングなど離れて行う運動や、鬼ごっこのような密にならない外遊びなど、屋外で、2メートル以上を目安として他者との距離が確保できる場合、②徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うことはあっても、会話はほとんど行わない場合、③屋内であっても、他者との距離が確保できており、会話がほとんどない場合、を上げ、熱中症のリスクを考慮すると、むしろ外すことを推奨するとしています。

逆に着用を推奨する例としては、④屋外であっても、近い距離で会話をするような場合、⑤屋内で会話を行う場合、⑥会話をほとんど行わなくとも、通勤電車の中など距離が確保できない場合、としています。

また就学前児の取扱いとしては、2歳未満には、マスク着用は奨めないことは従来通りとしたうえで、「2歳以上の就学前の子どもについては、オミクロン株への対応として、令和4年2月から、保育所等において、可能な範囲で、一時的にマスク着用を奨めてきたが、今般、この取扱いについて、2月の変更前の取扱いに戻すこと。具体的には、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこと。」としました。

福祉・介護施設等においては、熱中症やコロナ以外の感染症への対応も視野に入れつつ、今次事務連絡を踏まえて、これまでに理解・実施してきた対策の継続と見直しが求められます。(総合福祉研究会)

